

入 札 説 明 書

令和 7 年旭川市告示第 256 号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 4 月 25 日

2 契約担当部局

〒 070-8525 旭川市 7 条通 10 丁目 旭川市第二庁舎 5 階

旭川市総務部契約課物品担当

電話 0166-25-5736

FAX 0166-26-1323

3 入札に付する事項

(1) 件 名 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入

(2) 規 格 仕様書のとおり

(3) 数 量 1 台

(4) 納入場所 仕様書のとおり

(5) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日

(6) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、営業種目 1237（消防車両）の入札参加資格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係及び人的関係については 14(3) を参照。）。

5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）で定める欧州連合等の供給者であって、4(1)に定める要件を満たさないものは、旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿への登録申請を行い、随時の認定を受けることができる。また、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（様式第82号）

(2) 提出期間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月12日（月）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 持参又はファクシミリによること（郵送による提出は認めない。）。
なお、ファクシミリによる提出の場合は、事前に電話連絡すること。

(5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。

(6) 入札参加資格の確認

提出期限後速やかに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有しないと認めた申請者には、令和7年5月13日（火）までに一般競争入札参加資格不適合通知書をファクシミリにより通知する（入札参加資格を有すると認めた申請者には通知を行わない。）。

(7) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

エ 申請者が入札に参加しなくなった場合は、入札辞退届（様式第69号）を提出すること。

6 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年5月15日（木）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 持参すること（郵送又はファクシミリによる提出は認めない。）。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年5月19日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

7 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第86号）

イ 提出期間 令和7年5月19日（月）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

- (2) (1) の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するほか、旭川市ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期間 令和7年5月20日（火）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

8 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時 令和7年5月21日（水）午前10時

- (2) 開札の場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 契約課入札室

- (3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

- (4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市物品購入等の競争入札（持参又は郵送提出）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札執行予定時刻までに2まで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札を合わせて傍聴人は10名までとする。

- (5) 入札書の提出方法

事前に持参又は郵送すること（ファクシミリによる入札は認めない。）。

ア 持参する場合

氏名（法人の場合はその名称又は商号）、件名を表記した封筒に入れ、2まで持参すること。

イ 郵送する場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）はアのとおり作成すること。外封筒には開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

ウ 旭川市物品購入等競争入札心得（持参又は郵送提出用）（以下「入札心得」という。）を承知すること。

- (6) 入札書の提出期限

令和7年5月14日（水）から令和7年5月20日（火）までとし、持参する場合は休日を除く、午前8時45分から午後5時15分までとする。

9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のし

た入札及び入札心得において示した無効入札に該当する入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格がある旨を確認した者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成 要する。
- (4) 契約条項 契約書（案）のとおり
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (6) 支払条件 一括後払いとする。
- (7) 違約金

落札者が契約を締結しない場合、3(6)に定める落札価格の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付するものとする。

- (8) この入札（申請、質疑、契約等を含む。）に使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。なお、提出書類のうち外国語で記載した事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下となった場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書の作成費用は申請者の負担とする。

12 入札執行回数

2回を限度とする。

なお、1回目が不調の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、8(5)の方法で入札書を提出すること。

13 議会の議決

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年旭川市条例第14号）の規定により旭川市議会の議決に付さなければならないため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

14 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 4(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

（ア）事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合

（４）落札者決定後、令和７年５月２８日（水）までに仮契約の締結を行うものとする。

（５）落札決定から本契約の締結までの間に旭川市が落札者を指名停止とした場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わない。この場合において落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる一切の損害の賠償を請求することができない。

（６）その他入札に関する問合せ先

２に同じ。